

基調報告

皆さまをはじめ、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会を中心した実行委員会の力強いご支援により、第28回ろう教育を考える全国討論集会在、全国で初めて手話言語条例を制定した鳥取県・鳥取市にて開催されるにあたり、基調報告をさせていただきます。

2006年に国連総会で障害者権利条約が採択されました。言語の定義に手話が含まれ、教育においても手話を習得することなどが規定されました。アクセシビリティ、表現の自由・情報の利用、文化などにおいても手話の使用と促進が規定されています。これにより国内の法整備が求められ、2011年に改正された障害者基本法では、手話は言語であることが明記されました。2014年1月20日に障害者権利条約が批准され、2016年4月1日より障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されました。障害者差別解消法では、各省庁向けの対応要領や所管する事業者向けの対応指針がそれぞれ策定され、改正障害者雇用促進法では、障害者差別禁止指針が示されました。これらにより、聞こえない人を取り巻く環境は、また一步前進することになります。

一般財団法人全日本ろうあ連盟は、私たちに関わる企業、団体、個人の皆さまに、何が差別にあたるのか、合理的配慮はどういうものがあるのか理解していただくために「よくわかる！聴覚障害者への合理的配慮とは？」という書籍を発行しました。さまざまな分野における事例が載っていますので、多くの皆さまに購読していただけたら嬉しいです。教育や職場などにおいて聞こえない人が暮らしやすい、住みやすい環境となるかどうかは、いつでもどこでもだれでも自由に情報を受け取ったり発信したり、コミュニケーションの方法や手段を自らの意思で自由に選択できる社会となるよう、私たち自身がこの法律に意識的に関わり、合理的な配慮の事例を積み重ねていくことが重要であり、基礎的環境整備がどのように進むか注視していきたいと考えます。

さて、わが国における聴覚障害児教育は、1878年設立の京都盲啞院からはじまり、高橋潔先生、大曾根源助先生により手話によるろう児教育が確立されました。その後、口話教育主流の時代になりましたが、私たちの運動により、再び学校教育の現場で手話による教育が広がってきています。手話による学校教育をさらに発展させ、全国に広げていくために、昨年、大阪で開催した、ろう教育を考える全国協議会の総会において、「手話言語法（仮称）の早期制定を求める緊急決議」を採択しました。

一般財団法人全日本ろうあ連盟が全国の仲間たちと一緒に「手話はいのち」という思いを掲げて進めた「手話言語法」の制定を求める運動は、全国 1,788 自治体すべてが「国に手話言語法の制定を求める意見書」を採択した画期的な快挙を成し遂げました。今年の 6 月 8 日には「全国手話言語市区長会」、7 月 21 日には「手話を広める知事の会」が設立されました。手話言語法の制定に向けた大きな結束であり、一般財団法人全日本ろうあ連盟とともに運動を続けていきたいと思えます。

今回のとっとり集会では、文部科学省をはじめ、新たに厚生労働省からも後援名義使用の許可をいただきました。これまでの、ろう教育を考える全国討論集会が積み重ねて来た歴史があり、障害者権利条約の批准をはじめとする「言語としての手話」を確立していく環境整備が進められていることの証しという大きな意義があり、今後のろう教育の充実につながると確信します。

学校における手話の普及のために、全国協議会として出版した「学校の手話」は、全国の主要書店でも販売されています。「学校の手話」などの本が多くの人々の目にとまることにより、ろう教育を考える全国協議会の存在を知っていただき、教育現場の教職員・保護者・生徒たちが手話を習得していただく大切な取り組みです。私たちは「分かることば、分かる授業、仲間との自由な会話」が子どもたちの豊かな成長に欠かせないと考えています。まさに、ろう教育を考える全国協議会が、ろう教育を発展させる役割を果たしていることを自覚し、仲間の輪を広げていきたいと思えます。

広島県の聴覚障害教育を考える会が残念ながら解散しました。しかし、新たに一般社団法人京都府聴覚障害者協会、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会が加入しました。未加入の団体もぜひ全国協議会に加入をお願いしまして、基調報告とさせていただきます。